（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（合併特例区規則の公布に係る署名に代わる措置） **第十三条の二**　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条の規定は、法第三十五条第二項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置について準用する。	［新設］
（合併特例区に係る決算の調製等の様式） **第十四条**　令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。	（合併特例区に係る決算の調製等の様式） **第十四条**　令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第二項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。
（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。	（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則

（目的）

第一条　この規則は、警察における重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「法」という。）の適正な運用を確保するため、警察庁長官（以下「長官」という。）による重要経済安保情報（法第三条第一項の重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の指定及び解除の状況の報告その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（指定及び解除の状況の報告）

第二条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁における重要経済安保情報の指定及び解除の状況を報告するものとする。

（保護措置の実施の状況の報告）

第三条　長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁及び都道府県警察（次条第一項及び第五条第一項において「警察庁等」という。）における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

2　警視総監及び道府県警察本部長（次条及び第五条において「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

（その他の措置の実施の状況の報告）

第四条　第二条及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁等における適性評価（法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。次項及び次条において同じ。）その他法及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）（次項及び次条において「法令」という。）の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

2　前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況を報告するものとする。

（臨時の報告）

第五条　第二条、第三条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から、警察庁における重要経済安保情報の指定及び解除の状況、警察庁等における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況又は警察庁等における適性評価その他法令の規定により長官及び警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

2　第三条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会から、当該都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況又は適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。